

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年9月21日（水曜日）		
開 会	午前9時0分	閉 会	午前9時18分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、秋山 智博 砂田 典男		
欠席委員	委 員 横山 明		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一 局 長 補 佐 毛利 元		
出席説明員	なし		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時0分 開会

【総務部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、ただいまから、本日の総務企画委員会を開会いたします。

令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願（訂正の件について）

◆吉野恭介委員長 既にお手元に配付のとおり、令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願について、訂正願が請願者より、議長に提出されております。

まず、提出された経緯を確認するため、本請願の紹介議員であります秋山議員に、経緯の御説明をお願いします。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。経緯でありますけれども、今回の請願の主眼は、正職員とともに行政運営を担っていただいている会計年度任用職員の処遇の改善ということですので、内容につきましては、先般も説明をいたしました。2年前にこの制度がスタートしたときに、一時

金としては2つの種類があるのに、1つは期末手当、1つは勤勉手当というふうに2つあるのですが、2年前にスタートした内容では、最初の期末手当しか支給できる法律しかになっていないと。もともとの目的である1年間の収入を増やしていくということであれば、今後もこの人たちは必要であり、さらに人材確保という観点からも、さらに正職員との仕事内容においても、責任ある仕事にも就いておられる内容もあることから、少しでも収入を増やしていく手当が必要だということで、もう一つの勤勉手当の支払いをできるようにしたいと、国、都道府県、それから、をはじめとして、全国に1,700からある市町村では、同じような状況にありますので、そのためにも国の法律を変えないと、2つ目の手当が支給できないので、そのことをお願いをしたいということが最も大事なことであり、お願いのところでありますので、3番目のことは、今後、今、有期雇用の形になっている期限をつけないようにしてほしいと、そういうことの議論を始めていただけませんかということで、今々必要とする内容でないから、今回の請願では、この3番目を削除して、1番目の勤勉手当の支給、そして、併せて、その財源を国が補償をされたいという2つの内容でもって、請願の修正のお願いをさせていただきたいということで、経緯としては、そのようなことであります。よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました。

委員の皆様から質疑がありましたら、お願いをいたします。よろしいですか。砂田委員。

◆砂田典男委員 砂田です。よろしくお願いいたします。請願にあります1番、短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直しとありますが、そもそも勤勉手当なるものは、共通認識としてどういうものか、ちょっと秋山議員にお聞きしたいと思っておりますが、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 職員課のように正確に答えることはちょっと難しいのですが、文言のとおり、1年間の職務を通じて、に対する手当の1つというふうに思っているところですが、今日は執行部がないので、参考に意見を頂くことができないので、申し訳ありません。

◆吉野恭介委員長 砂田委員。

◆砂田典男委員 私としましては、公務員における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善していくということには、賛同の立場です。しかし、地方公共団体の常勤職員は、長期雇用、継続雇用を前提とした人材の育成確保の観点と、人事の構成を確保し、情実主義を排除する観点から、競争試験による採用を原則とし、厳格な成績主義が求められています。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。1回休憩を取ります。

午前9時7分 休憩

午前9時11分 再開

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。

御意見、質疑があれば、お願いします。よろしいですか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、秋山議員にもう一度経緯をお伝え願うんですけども、例えば何日に、8月31に提出されたんですけども、この訂正の件については、提出者から何日に秋山委員のほうに説明があったのでしょうか。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 何月何日というのは、ちょっと今ぱっと出てこないんですが、この前、総務企画委員会で、この請願を提案及び説明をしたその後なんですけど、それが何月何日だったか、ちょっと今覚えてないんですけど、その提出後からの請願者からの依頼が入ったので、お願いをしたところです。

◆吉野恭介委員長 9月16日ということですか。ちょっと日程を確認しますが、多分、私の記憶は16日だと思っておりますが、そのほか御意見、質疑ありますか。改めて申し上げます。本日の委員会は、訂正、この訂正を受け入れるか否かということを経るということですので、その趣旨で発言をお願いします。そのほかありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 秋山委員のほうから、訂正をさせていただきたいという3番についての考え方についての説明もいただきました。それで、このたびのこの訂正を許可するかしらないかということだというふうに思いますが、審査に入ってから訂正ということであれば難しいというふうに思うわけですが、まだ審議を行うまでの申立てということですので、私は許可をしたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回の訂正は、この請願者のほうが訂正したいということで申出をされて、紹介議員さん、皆さんがちゃんと判こをつけて、そういう訂正ってということ出されて、ルールにのっとって、一応出されてると私は理解してて、議会の中でも、そういう途中で訂正が出たときの場合のルールにのっとってやっているので、請願者は、そのような意向だということなので、私は、それは尊重したいと思いますから、この訂正には、訂正を了とします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見がなければ、お諮りをしたいと思います。

令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願の訂正の件についてお諮りをいたします。本請願について、訂正を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本請願の訂正は許可することに決定いたしました。

なお、今後の流れについて、事務局より説明をしてもらいます。事務局、毛利さん。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 今後の流れについてですが、本日の審査を受け、流れを受けまして、明日9月の22日の本会議において、令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願の訂正の件というようなことを議題といたしまして、それに対して許可するかというような、許可するか、許可とするかというような、起立による採決になる、議事手続に関することなので、電子表決ではなく、起立による採決になりますが、そういった手続等が行われるという見通しになります。その後につき

ましては、また、総務企画分科会の合間を縫って、また、実際に直った、請願を訂正された後の請願について審議を行っていただくということになります。その日程につきましては、またいつにするのかというようなことを、委員会で確認をしていただいで進めていただくことになるであろうというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。欠席委員についての報告を漏らしておりました。これから報告させていただきます。横山明委員より、病気療養のために、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告をさせていただきます。報告が遅れましたことをお詫びします。

それでは、これで総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございます。

午前9時18分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

令和4年9月定例会 総務企画委員会

(請願審査)

日 時：令和4年9月21日(水)

午前 9：00～

場 所：鳥取市役所7階第1委員会

請願審査

◎請願【訂正の件について】

<請願(新規)>

- ・令和4年請願第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願